

6月1日は「人権擁護委員の日」です

人権政策課 ☎・☎(582)1116 ☎(582)0539

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて地域住民の中から広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解がある人を市町村長が推薦し、法務大臣が委嘱する民間ボランティアです。

全国で約14,000人、市内では11人の人権擁護委員が人権教室や人権の花運動など、人権の大切さについて理解を深めるための活動を行っています。また、法務局の人権相談所や市内で月2回開設している相談所で市民の皆さまの悩みごとや心配ごとの相談を受ける、一番身近な相談相手です。

◆市内の人権擁護推進員と人権擁護委員（敬称略）

学区	人権擁護推進員	人権擁護委員
守山学区	徳富 敬一、向井 了誠	中井 英雄、小林 珠美
吉身学区	小淵 一美、川本 成子	太田 吉雄、清水 佐代子
小津学区	藤井 浄宣、寺田 久登	寺田 芳弘
玉津学区	三品 きぬ江、菅原 美貴子	藤木 好美
河西学区	松尾 志保子、中出 智子	富田 千波、山根 祐太郎
速野学区	今井 きよ美、石原 慶子	今井 みつ子、今井 知春
中洲学区	森田 信彦、津田 昌子	杉田 英子

新しい人権擁護推進員が 決まりました

人権擁護推進員は人権擁護委員と連携し、地域における人権擁護活動などを行っています。4月1日からの新しい14人の人権擁護推進員が決まりました。任期は令和2年4月1日～令和5年3月31日の3年間です。

※例年6月1日を中心に特設人権相談所を開設していましたが、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止します。ご了承ください。



*緑の葉と水の雫をモチーフにした守山ブランドのロゴマークです。
小さな活動が種となって、大きく育つ「守山」をイメージしてタイトルをつくりました。

はなしのワネ

飲食店が自慢の料理でみんなを元気に

東もりやま店舗会、市社協、こども食堂などが協力
生活にお困りの世帯に「もりやま元気べんとう」を配布



新型コロナウイルスによる緊急事態宣言で自粛ムードのゴールデンウィーク、すこやかセンター前で生活にお困りの世帯を対象に「もりやま元気べんとう」が配布されました。

市内有志で構成する東もりやま店舗会（山倉 雅雄 代表）は、こども食堂の企画で参加するはずだった地域イベントが中止になり「代わりに何かできる事はないか」と、周囲に相談しました。こども食堂の主催者や市社会福祉協議会、休校中の給食食材を扱うフードバンクびわ湖などに協力の輪が広がり、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減り、緊急支援が必要で生活にお困りの世帯に、会員（飲食店）が

自慢の料理を弁当にして配布する事業が実現しました。

山倉さんは「新型コロナウイルス感染症の影響で飲食店も厳しいです。気軽な有志の会なので、社会貢献なんて気負ったものではなく、こんな時だからこそ何もしないでいると精神衛生上よくないから、できることで皆の役に立つならと考えました」と話していました。